4　令第二条第十四項第二号に規定する主務省令で定める額は、金銭の貸付けを行つた日の属する事業年度の直前の事業年度末の貸借対照表（当該直前の事業年度がない場合にあつては、直前の貸借対照表）の負債の部に計上した額と当該金銭の貸付けの金額とを合算した額とする。ただし、貸借対照表を作成していない場合にあつては、金銭の貸付けを行つた日の属する事業年度の直前の事業年度末の財産目録（当該直前の事業年度がない場合にあつては、直前の財産目録）の負債の総額と当該金銭の貸付けの金額とを合算した額とする。

5　令第二条第十六項第一号ニ(1)に規定する主務省令で定める金額は、一億円に相当する額とする。

6　令第二条第十六項第一号ニ(2)に規定する主務省令で定める額は、社債の取得を行つた日の属する事業年度の直前の事業年度末の貸借対照表（当該直前の事業年度がない場合にあつては、直前の貸借対照表）の負債の部に計上した額と当該取得した社債の金額とを合算した額とする。

7　令第二条第十六項第六号ロ及び同条第十八項第二号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

［一・二　略］

三　次に掲げる定款の変更

イ　［略］

ロ　会社法第百八条第二項第八号又は第九号に掲げる事項について内容の異なる二以上の種類の株式を発行する場合において当該各号に定める事項

［四～七　略］

（対内直接投資等の届出等）

第三条　［略］

［項を削る。］

2　令第三条第一項第十二号に規定する主務省令で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

一　組織変更前の会社の株式又は持分を所有するものによる当該株式又は持分に代わる組織変更後の会社の株式若しくは持分、当該株式若しくは持分に係る議決権又は当該議決権に係る議決権行使等権限の取得（令第二条第十六項第五号に規定する議決権行使等権限の取得をいう。以下この条及び第七条第一項第一号において同じ。）

二　外国投資家（法第二十六条第一項に規定する外国投資家をいう。以下同じ。）である上場会社等（同条第二項第一号に規定する上場会社等をいう。以下同じ。）又はその子会社が、法第二十七条第一項の規定による届出をして行つた法第二十六条第二項第一号又は第三号に掲げる行為により当該上場会社等又はその子会社が保有する実質保有等議決権（令第二条第四項第二号に規定する実質保有等議決権をいう。以下同じ。）の会社の総議決権に占める割合が百分の百に相当する場合における当該会社が行う新株の発行に伴う当該上場会社等又はその子会社による株式又は当該株式に係る議決権の取得

2　令第二条第七項第二号に規定する主務省令で定める額は、金銭の貸付けを行つた日の属する事業年度の直前の事業年度末の貸借対照表（当該直前の事業年度がない場合にあつては、直前の貸借対照表）の負債の部に計上した額と当該金銭の貸付けの金額とを合算した額とする。ただし、貸借対照表を作成していない場合にあつては、金銭の貸付けを行つた日の属する事業年度の直前の事業年度末の財産目録（当該直前の事業年度がない場合にあつては、直前の財産目録）の負債の総額と当該金銭の貸付けの金額とを合算した額とする。

3　令第二条第九項第一号ニ(1)に規定する主務省令で定める金額は、一億円に相当する額とする。

4　令第二条第九項第一号ニ(2)に規定する主務省令で定める額は、社債の取得を行つた日の属する事業年度の直前の事業年度末の貸借対照表（当該直前の事業年度がない場合にあつては、直前の貸借対照表）の負債の部に計上した額と当該取得した社債の金額とを合算した額とする。

5　令第二条第九項第六号ロ及び第十一項第二号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

［一・二　同上］

三　次に掲げる定款の変更

イ　［同上］

ロ　会社法（平成十七年法律第八十六号）第百八条第二項第八号又は第九号に掲げる事項について内容の異なる二以上の種類の株式を発行する場合において当該各号に定める事項

［四～七　同上］

（対内直接投資等の届出等）

第三条　［同上］

2　令第三条第一項第四号に規定する上場会社等の株式に準ずるものとして主務省令で定める株式は、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所への上場前（上場申請から上場までの間に限る。）又は同条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会への登録前（登録申請から登録までの間に限る。）に行われる募集又は売出しに係る株式とする。

3　令第三条第一項第七号に規定する主務省令で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

一　組織変更前の会社の株式又は持分を所有するものによる当該株式又は持分に代わる組織変更後の会社の株式若しくは持分又は当該株式若しくは持分に係る議決権の取得

［号を加える。］